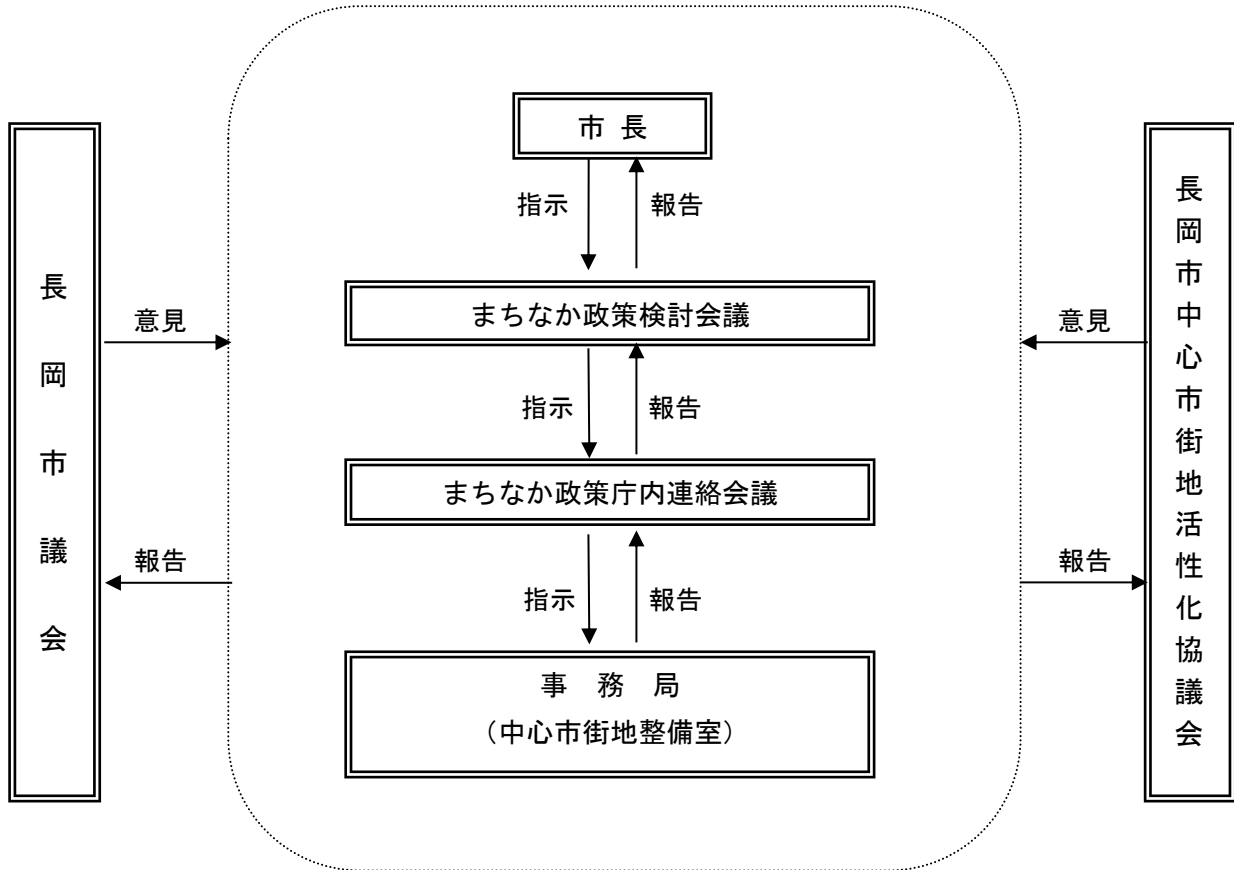


9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

＜長岡市の推進体制図＞



(1) 市庁内体制

① 中心市街地活性化を担当する統括組織（平成31年4月1日現在）

本市では、中心市街地の整備、市街地再開発、中心市街地活性化の計画策定や施策推進のため、平成25年4月1日付けで部級組織「中心市街地整備室」を新設した。

部級組織	中心市街地整備室
所管事項	中心市街地の整備、中心市街地活性化に関する計画策定及び推進、市街地再開発事業
人員体制	室長1名、担当課長3名ほか13名

②庁内の連絡調整等

・まちなか政策検討会議

中心市街地活性化に向けた部局横断的な検討組織として、関係部長以上の職員で構成する「まちなか政策検討会議」を設置し、必要に応じて基本的な方針を決定する。

職 名（平成 30 年 4 月 1 日現在）
副市長、地域政策監、政策監、技監、地方創生推進部長、総務部長、財務部長、市民協働推進部長、商工部長、観光・交流部長、都市整備部長、中心市街地整備室長

・まちなか政策庁内連絡会議

まちなか政策検討会議の下部組織として、中心市街地活性化に資する事業を所管する関係課の課長級職員で構成する「まちなか政策庁内連絡会議」を設置し、必要に応じて、個別事業の全体調整・運営等を行う。

職 名（平成 30 年 4 月 1 日現在）	主な所管事項
地方創生推進部政策企画課長 地方創生推進部ながおか・若者・しごと機構推進課長 市民協働推進部アオーレ交流課長 商工部産業イノベーション課長 商工部産業支援課長 観光交流部観光企画課長 都市整備部都市計画課長 都市整備部住宅施設課長 都市整備部交通政策課長 中心市街地整備室まちなか政策担当課長	総合計画、総合戦略 若者に対する政策全般 アオーレ長岡の活用 産業政策、起業・創業支援 商業振興政策 観光振興政策 コンパクトシティ、立地適正化 住宅政策、まちなか居住 交通政策、公共交通 中心市街地政策全般

③市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

平成 30 年 12 月議会	[本 会 議]米百俵プレイス（仮称）の活用について 再開発事業について [建設委員会]米百俵プレイス（仮称）リノベーション棟について など
平成 30 年 9 月議会	[建設委員会]長岡駅周辺の歩行者空間について 大規模小売店舗の撤退による影響について まちなか居住促進について など
平成 30 年 6 月議会	[本 会 議]第 3 期計画における中心市街地の未来像について [建設委員会]中心市街地の駐車場案内システムについて 大手通坂之上町地区の再開発事業について など
平成 30 年 3 月議会	[建設委員会]中心市街地の交通政策について 学生のまちなか居住の推進について 中心市街地活力再生事業について など

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

中心市街地活性化協議会については、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項第 1 号に定める都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図る者である特定非営利活動法人まちなか考房（平成 19 年 11 月 15 日付けで長岡市中心市街地整備推進機構に指定）及び同項第 2 号に定める経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図る者である長岡商工会議所を中心として、平成 19 年 11 月 20 日に設置され、第 1 期基本計画の推進役を担ってきた。

第 2 期基本計画の推進にあたっては、アオーレ長岡を中心に市民協働による活力あるまちづくりの推進を目指し、その活動の場を中心市街地へと広げるため、長岡市中心市街地整備推進機構に特定非営利活動法人ながおか未来創造ネットワークを平成 26 年 7 月 1 日付けで指定した。

(2) 長岡市中心市街地活性化協議会構成員及び代表委員並びに監事、オブザーバー

令和 6 年 4 月現在

区 分	構 成 員	代表委員
経済活力の向上	長岡商工会議所	会頭
都市機能の増進	特定非営利活動法人ながおか未来創造ネットワーク	代表理事
市町村	長岡市	副市長
商店街	長岡市商店街連合会	理事長
	長岡市大手通商店街振興組合	理事長
大型店	J R 東日本新潟シテイクリエイト(株)長岡支社	取締役長岡支社長
	(株)マルイ	代表取締役
公共交通機関	越後交通(株)	代表取締役社長
	東日本旅客鉄道(株)新潟支社長岡駅	駅長
	長岡市ハイヤー協会	会長
地域経済	(株)第四北越銀行	取締役会長
	(株)大光銀行	取締役頭取
	岡三にいがた証券(株)	代表取締役社長
有識者	長岡技術科学大学	学長
	長岡造形大学	学長
	長岡大学	学長
	長岡崇徳大学	学長
	長岡工業高等専門学校	校長
その他 参加要請者	長岡市社会福祉協議会	会長
	(一社)長岡観光コンベンション協会	会長
	(一社)長岡青年会議所	理事長
	長岡市飲食業組合連合会	会長
	長岡市ホテル旅館組合	組合長
	特定非営利活動法人ネットワーク・フェニックス	代表理事
	特定非営利活動法人多世代交流になニーナ	副代表理事

区 分	構 成 員	代表委員
	中心市街地商業・商店街活性化運営委員会	委員長
	(一社)地域活性化・健康事業コンソーシアム	理事長
	UR都市機構 長岡都市再生事務所	所長

監事	長岡信用金庫	理事長
	特定非営利活動法人市民協働ネットワーク長岡	代表理事

オブザーバー	新潟県長岡地域振興局	長岡地域振興局長
	新潟県産業労働部 地域産業振興課	課長
	日本政策投資銀行新潟支店	支店長
	長岡警察署	署長
	長岡市消防本部	消防長

(3) 協議会開催状況

①第1回協議会 平成19年11月20日

- 議題
- ・規約の承認について
 - ・役員を選任について
 - ・平成19年度事業計画及び収支予算について
 - ・まちづくり3法改正の概要について
 - ・中心市街地の現況と旧中心市街地活性化基本計画の検証について
 - ・改正法に基づく基本計画の策定について

②第2回協議会 平成20年1月30日

- 議題
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画の策定状況について
 - ・中心市街地活性化に向けた取組の基本的な考え方

③第3回協議会 平成20年4月23日

- 議題
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画（素案）について
 - ・タウンマネジメント部会について

④第4回協議会 平成20年6月26日

- 議題
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画（案）について
 - ・平成20年度活性化イベント企画（案）について

⑤第5回協議会 平成20年8月21日

- 議題
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画に対する「意見書」について
 - ・長岡駅周辺整備事業について
 - ・シティホール整備事業について

⑥第6回協議会 平成20年10月9日

- 議題
- ・（1期）長岡市中心市街地活性化基本計画の認定申請について
 - ・シティホール整備事業、駅前周辺地区整備事業、パークアンドバスライド事業等について

- ・ 中心市街地活性化協議会の取組について
- ⑦第7回協議会 平成20年12月13日
- 議題 ・ 中心市街地活性化基本計画の認定報告について
 - ・ 中心市街地活性化に向けた中心市街地活性化協議会の取組について
- ⑧第8回協議会 平成21年3月16日
- 議題 ・ 平成20年11月認定の中心市街地活性化基本計画の変更について
 - ・ 平成20年度中心市街地活性化事業について
- ⑨第9回協議会 平成21年5月28日
- 議題 ・ 平成21年度中心市街地活力再生事業について
- ⑩第10回協議会 平成21年10月22日
- 議題 ・ 中心市街地活性化協議会主体のソフト事業について
 - ・ 中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ⑪第11回協議会 平成22年5月17日
- 議題 ・ 長岡市中心市街地活性化基本計画の変更について
 - ・ 関係団体の取組について
- ⑫第12回協議会 平成22年12月17日
- 議題 ・ 認定中心市街地活性化基本計画の変更について
 - ・ 中心市街地の各種事業の進捗状況について
 - ・ 中心市街地活性化基本計画の事業について
- ⑬第13回協議会 平成23年6月22日
- 議題 ・ 中心市街地の各種事業の進捗状況について
 - ・ 関係団体の取組について
- ⑭第14回協議会 平成24年4月27日
- 議題 ・ 中心市街地の各種事業の進捗状況について
- ⑮第15回協議会 平成25年5月10日
- 議題 ・ 代表委員の交代について
 - ・ 平成24年度事業報告・収支決算（案）の承認について
 - ・ 平成25年度事業計画・収支予算（案）の承認について
 - ・ 長岡市中心市街地活性化基本計画（第2期計画）の策定について
- ⑯第16回協議会 平成26年1月22日
- 議題 ・ 長岡市中心市街地活性化基本計画（第2期案）の概要説明
 - ・ 長岡市中心市街地活性化基本計画（第2期案）に対する意見書(案)について
- ⑰第17回協議会 平成26年6月5日
- 議題 ・ 長岡市中心市街地活性化基本計画＜第2期計画＞の認定について（報告）
 - ・ 長岡市中心市街地整備推進機構の変更について
 - ・ 平成25年度事業報告並びに収支決算書(案)について
 - ・ 協議会の組織と規約について

- ⑱第 18 回協議会 平成 26 年 7 月 23 日
議題 ・ 役員を選任について
・ 平成 26 年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について
- ⑲第 19 回協議会 平成 27 年 5 月 14 日
議題 ・ 平成 26 年度事業報告・収支決算(案)について
・ 平成 27 年度事業計画・収支予算(案)について
- ⑳平成 28 年 2 月 12 日付け 書面決議
・ 長岡市中心市街地活性化基本計画<第 2 期計画>の変更について
- ㉑第 20 回協議会 平成 28 年 5 月 11 日
議題 ・ 平成 27 年度事業報告・収支決算(案)について
・ 平成 28 年度事業計画・収支予算(案)について
- ㉒平成 29 年 2 月 9 日付け 書面決議
・ 長岡市中心市街地活性化基本計画<第 2 期計画>の変更について
- ㉓第 21 回協議会 平成 29 年 5 月 11 日
議題 ・ 平成 28 年度事業報告・収支決算(案)について
・ 平成 29 年度事業計画・収支予算(案)について
- ㉔平成 29 年 10 月 11 日付け 書面決議
・ 長岡市中心市街地活性化基本計画<第 2 期計画>の変更について
- ㉕平成 30 年 2 月 7 日付け 書面決議
・ 長岡市中心市街地活性化基本計画<第 2 期計画>の変更について
- ㉖第 22 回協議会 平成 30 年 5 月 7 日
議題 ・ 長岡市中心市街地活性化協議会規約の一部改正(案)について
・ 平成 29 年度事業報告・収支決算(案)について
・ 平成 30 年度事業計画・収支予算(案)について
・ 長岡市中心市街地活性化基本計画<第 3 期計画>の策定について
- ㉗第 23 回協議会 平成 30 年 12 月 26 日
議題 ・ 長岡市中心市街地活性化基本計画(案)について
・ 長岡市中心市街地活性化基本計画(案)に対する当協議会としての意見書について
- ㉘第 24 回協議会 平成 31 年 4 月 23 日
議題 ・ 平成 30 年度事業報告・収支決算(案)について
・ 平成 31 年度事業計画・収支予算(案)について
- ㉙令和元年 5 月 7 日付け 書面決議
・ 長岡市中心市街地活性化基本計画<第 3 期計画>の変更について
- ㉚令和元年 10 月 29 日付け 書面決議
・ 長岡市中心市街地活性化基本計画<第 3 期計画>の変更について
- ㉛第 25 回協議会 令和 2 年 5 月 28 日付け書面決議

- ・令和元年度事業報告・収支決算(案)について
 - ・令和2年度事業計画・収支予算(案)について
- ③②令和2年6月26日付け書面決議
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画<第3期計画>の変更について
- ③③令和3年1月29日付け書面決議
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画<第3期計画>の変更について
- ③④第26回協議会 令和3年5月10日
- 議題
- ・令和2年度事業報告・収支決算(案)について
 - ・令和3年度事業計画・収支予算(案)について
- ③⑤令和3年6月4日付け書面決議
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画<第3期計画>の変更について
- ③⑥令和4年1月7日付け書面決議
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画<第3期計画>の変更について
- ③⑦第27回協議会 令和4年2月4日付け書面決議
- ・代表委員の交代について
- ③⑧第28回協議会 令和4年5月17日
- 議題
- ・令和3年度事業報告・収支決算(案)について
 - ・令和4年度事業計画・収支予算(案)について
- ③⑨令和4年6月3日付け書面決議
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画<第3期計画>の変更について
- ④⑩令和5年1月20日付け書面決議
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画<第3期計画>の変更について
- ④⑪第29回協議会 令和5年5月9日
- 議題
- ・令和4年度事業報告・収支決算(案)について
 - ・令和5年度事業計画・収支予算(案)について
- ④⑫令和5年6月30日付け書面決議
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画<第3期計画>の変更について
- ④⑬令和6年1月10日付け書面決議
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画<第3期計画>の変更(計画期間の延長)について
- ④⑭第30回協議会 令和6年5月22日
- 議題
- ・令和5年度事業報告・収支決算(案)について
 - ・令和6年度事業計画・収支予算(案)について
- ④⑮令和6年7月1日付け書面決議
- ・長岡市中心市街地活性化基本計画<第3期計画>の変更について

(4) 協議会からの意見

長岡市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平成 30 年 12 月 26 日

長岡市中心市街地活性化協議会

会長 丸山 智

長岡市中心市街地活性化協議会は、3期目となる「長岡市中心市街地活性化基本計画（案）」（以下「基本計画案」という。）について、第1期中心市街地活性化基本計画（平成20年11月認定）、第2期中心市街地活性化基本計画（平成26年3月認定）に基づく活性化の取組状況及び目標達成状況等を適正に評価し、また、課題を明らかにしたうえで、さらなる中心市街地活性化に向けた取組を一体的に推進する計画として、妥当であると判断します。

なお、当協議会の意見を下記に申し添えますので、中心市街地活性化に向けての事業実施にあたり、配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 中心市街地における新たな価値の創出と、未来にわたり持続可能なまちの確立

「アオーレ長岡」に代表される「まちなか型公共サービス」の展開と、市民協働のまちづくりによって、中心市街地の価値が高まっている中、基本計画案にある産業の振興と若者の活動による新たな価値の創出に努めていただきたい。また、市民協働、産学官民連携をより一層強化することによって、未来にわたり持続可能なまちの確立を望む。

2 民間主導による中心市街地活性化への支援について

中心市街地の活性化は、行政と当協議会、そして実際に活動する市民や民間企業の活躍が必要不可欠である。基本計画案にある事業を着実に推進するため、市民や民間企業、当協議会が提案するまちなかの賑わい創出のための創意工夫、独自性のある取組などに対し、柔軟な対応と積極的な支援をお願いしたい。

3 市民への広報広聴について

中心市街地の活性化を図るためには、長岡市全域の市民の理解が必要である。

当協議会としても、各界各層のさまざまな市民を巻き込んだ活性化施策に取り組むとともに、情報化社会に対応した積極的な広報等に取り組んでいくものである。行政としても、市民への基本計画案の目指すべき姿の周知徹底と理解を得るための説明を継続して実施していただきたい。

4 その他

民間、公共を問わず、基本計画策定後に企画検討される事業についても、随時、協議会との連絡、調整の中で、新たなメニューとして積極的に取り入れていただきたい。

(5) 協議会の規約

長岡市中心市街地活性化協議会規約

(設 置)

第1条 長岡商工会議所及び長岡市中心市街地整備推進機構は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、長岡市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により長岡市が作成する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に必要な事項、法第48条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活 動)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 長岡市が作成する基本計画、認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 長岡市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 長岡市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 長岡市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (6) 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）
- (7) その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(構 成 員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 長岡商工会議所
 - (2) 長岡市中心市街地整備推進機構
 - (3) 法第15条第4項及び第8項に規定する者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 法第15条第4項に該当する者であって、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会の事務局を通じて申し出ることができる。この場合においては、協議会は法及び協議会の目的、活動から逸脱する等の正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申し出により、協議会の構成員となった者は、法第15条第4項に規定する者でなくなったとき、又は協議会がなくなったと認めたときは、協議会の資格を失う。

(代 表 委 員)

第6条 協議会の構成員による代表委員（以下「代表委員」という）は、その構成員の指名する者をもって充てる。

- 2 代表委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 代表委員の任期中に変更が生じた場合、当該構成員の指名する後任者が引き継ぐものとする。

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 10名以内

(4) 監事 2名

2 会長は、法第15条第1項に規定する者から指名された代表委員の中で選出し、代表委員会において選任する。

3 副会長及び理事・監事は会長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第8条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときその職務を代理する。

3 理事は、重要事項を協議し、これを処理する。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を代表委員会に報告する。

(顧問、アドバイザー、オブザーバー)

第9条 協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有する顧問及びアドバイザー、オブザーバーを配置することができる。

2 顧問・アドバイザー・オブザーバーは役員会の推薦で会長が委嘱する。

(会議)

第10条 会議は次のとおりとする。

(1) 代表委員会

(2) 役員会

(代表委員会)

第11条 代表委員会は、協議会の活動を円滑に推進するため適宜開催する。

2 代表委員会は、代表委員をもって構成する。

3 代表委員が代表委員会の会議に出席できないときは、当該代表委員が指定する者を出席させることができる。この場合において、第6項の規定は当該指定をされた者について適用する。

4 会長は必要に応じて、会議に関係者等の出席を求めることができる。

5 代表委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

6 代表委員会は、代表委員の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛同を得て議決する。可否同数のときは、議長の決するところになる。

7 次に掲げる事項は、代表委員会の議決を経なければならない。

(1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 規約の改正

(4) 役員を選出

(5) その他、会長が必要と認める事項

8 前項に掲げる事項以外の事項は、第13条に規定する役員会において決定する。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、代表委員会における協議結果を尊重しなければならない。

(役員会)

第13条 役員会は、代表委員会の活動を円滑に推進するため適宜開催する。

2 役員会の構成メンバーは、会長、副会長、理事、監事とする。

3 役員が役員会に出席できないときは、他の者に出席を委任することができる。

4 会長は必要に応じて、会議に関係者等の出席を求めることができる。

5 役員会の議長は、会長が務める。ただし、会長が役員会に出席できないときは、副会長が議長を務める。

6 役員会は、役員の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛同を得て議決する。可否同数の

ときは、議長の決するところになる。

7 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 代表委員会に付議すべき事項
- (2) 代表委員会において委任された事項
- (3) 専門部会の設置等代表委員会の運営に関する事項
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

(部 会)

第14条 役員会は必要に応じ、専門部会（以下、「部会」という。）をおき、業務の運営に関して調査、研究、検討を行う。

- 2 部会には、部会長及び副部会長をおくこととし、正副部会長は役員会において選任する。
- 3 部会長及び副部会長は部会活動を統括し遂行する。
- 4 各部会は調査、研究、検討などの活動結果を理事会に報告する。
- 5 会長は必要に応じて、部会に関係者等の出席を求めることができる。

(公 表)

第15条 協議会の公表は、長岡商工会議所並びに長岡市中心市街地整備推進機構の広報誌への掲載の他、協議会ホームページに掲載することによりこれを行う。

(事務局)

第16条 協議会の事務を円滑に処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、長岡商工会議所及び長岡市中心市街地整備推進機構が共同で処理する。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解 散)

第18条 代表委員会の議決に基づいて解散する場合は、代表委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、長岡商工会議所および長岡市中心市街地整備推進機構がこれを清算する。

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が代表委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成19年11月20日から施行する。

附 則（平成26年6月5日改正）

- 1 改正後の規約は、平成26年6月5日から施行する。

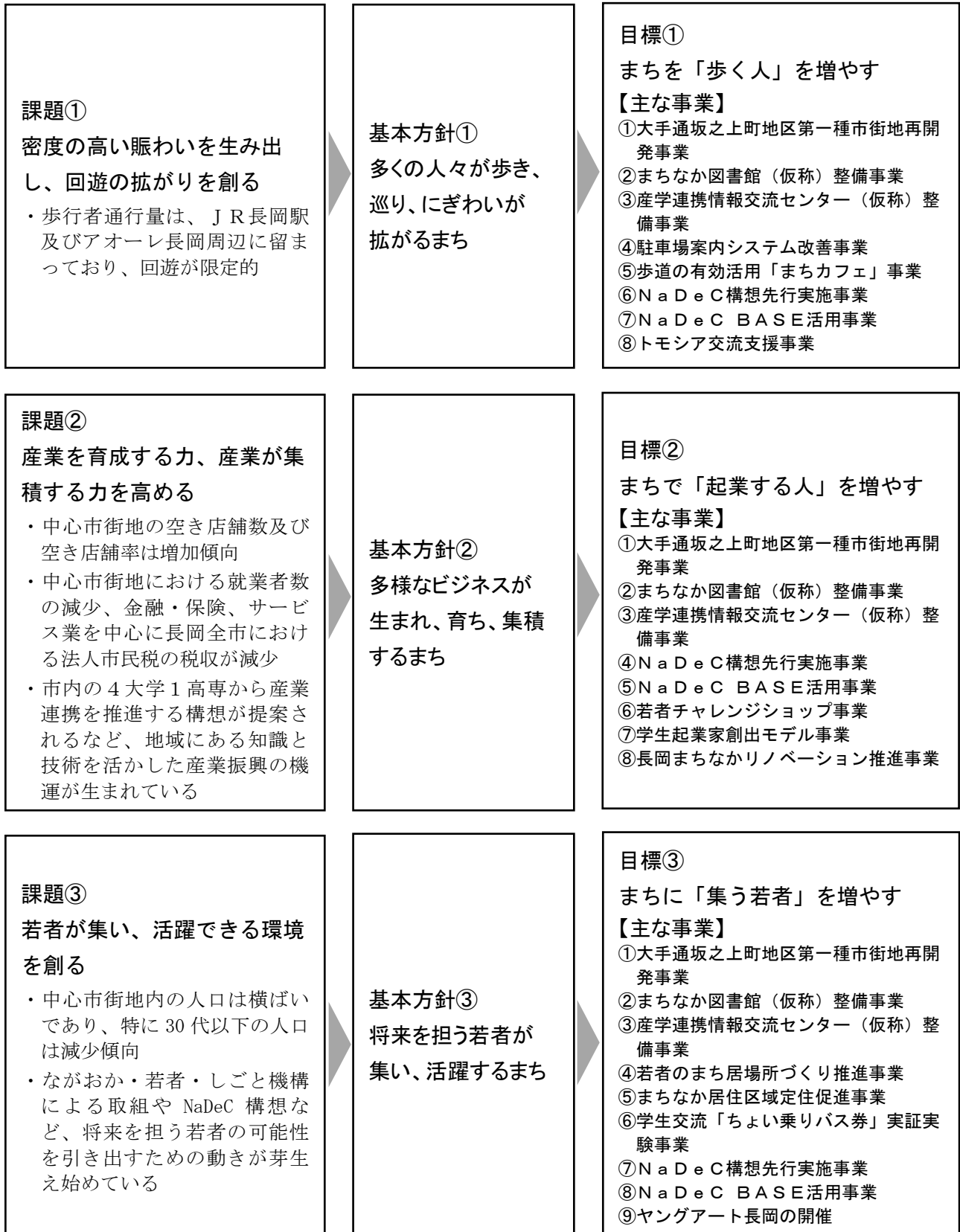
附 則（平成30年5月7日改正）

- 1 改正後の規約は、平成30年5月7日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中的実施

第3期計画においては、中心市街地活性化に向け、市民ニーズ、第2期計画の成果及び新たな課題を踏まえた基本方針、目標を達成するために、以下のような事業を位置付けている。



(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携・調整

①パブリックコメントの実施

本計画の素案について、広く市民等の意見を聴取するため、平成30年11月5日から11月26日までの22日間、アオーレ長岡、中心市街地整備室及び市のホームページを通じてパブリックコメントを実施した。

その結果、6人の方から25件の意見や提案をいただき、市の考えをホームページ上で公表するとともに、本計画策定の参考とした。

②市民ワークショップの開催

大手通坂之上町地区の市街地再開発事業で、人づくり・産業振興の拠点として整備する新しい施設でどんなことがしたいかなど、市民からアイデアを募るワークショップを開催した。

参加者は学生や企業関係者など、延べ88人。交流オフィスや図書館、カフェなどが入る予定の新拠点への期待や意見が活発に交わされた。出されたアイデアは、今後市が実施する基本設計に取り入れる。

第1回（平成30年6月23日（土））：参加者31人

第2回（平成30年7月26日（木））：参加者30人

第3回（平成30年9月9日（日））：参加者27人

③市民向け啓発セミナーの開催

平成29年度は、空きビル・空き店舗を改修し、新しい使い方・価値を生み出すリノベーションをまちなかに広げ、エリアの価値を上げていく「エリアリノベーション」をテーマに開催し、市民や地元の大学生など84人が参加した